時事新報

商人旅行の氣習

能く勞して能く逸するは文明國の商賈人なり商機氣轉の忙はしき中間に立て日夜心身を役するの報酬には又消遊快樂もなかるべからず抑も人間の力には自から制限のあるものにして若しまれを使用するの一方に傾き大切なる補養の道を忘るゝに於ては人生の樂事を享くることも叶はざるべきが故に西洋各國の商人が平生勞逸の心掛を忘れざるは我輩に於て感服の外なきなり日本の商人は之に反して一年三百六十五日眠る目もねず喰ふものも喰はず唯働くの一方のみにて狹隘の家屋を城郭に構へ腐敗せる空氣に呼吸して恬然自から顧ざるは蓋し古來れ習慣とも申すべきか明治維新の今日に至ると雖ども尙ほ其身分の大切を悟らずして貴重なる生命と車塵馬埃に埋むるもの比々皆是なるが如しまれ獨り裏町に住む小商人社會に限るにあらず堂々たる都下屈指の紳商にして之を學ぶは偖も如何なる存意あるか甚だ解釋に苦む所あり仕來りとは申そもの、日本の商人は兎角に二十年以前の舊物に安んじ、今日文明の世の中に立ちながら一身の快樂を遂ひまた位地を高尙にするの點に於ては注意甚だ淺泊にて官途社會に立つれ人に較ぶれば雲泥の相違なきに非ず喩へば今年も夏向きに相成り暑中の休暇あるに於ては在官の人々は或は地方に漫遊し或は温泉に遊浴する等各自快樂を事とせざるはなけれ共商人の社會には之を爲すもの割合に稀なるが如し或は右の人々は行遊の事も快樂なきにあらずと雖ども別段他の利益と見ざるが故に之を爲さずとの存念にてもあるか是れは我輩の甚だ不服なる所にして鄙見を以てすれば商人に旅行の利益あるは恰も畫人が山水と跋渉するの要用に等しく其足跡に任せて行脚斗撒するの本願はたゞ消遊を事とそるのみに似され共山川秀靈の氣に接して丹青の妙趣を養ふの効益また尋常に非ず只席上に臨池して古人筆幅れ死法と墓寫する許りにては所詮名手の譽れを博するとは得べからざるなり商賈人の旅行亦これに異ならずして廣く內外各地の實際を蹈みそれ商賈の如何をも視察せざらば之を土着の商人が一步も鄕里外に出でざるとなきの輩に比して技量に大相違あるは疑ふべからず故に西洋の商家に於て其子弟を商賈の實地に入るゝに先だちて一度は旅行を爲さし先又自分にも其漫遊と怠らざるは必ずしも贅澤一方れ目的に出でたるに非ず寧ろ必要の點より多忙なる時月をも偸みて尙ほ且つ之と爲そもれ概ね然るが如し中に豪華を張る商人に至りては世界漫遊の其爲めに汽船を仕立て、五洲に周航そるれ類もなり極めて奢侈なるに似たれ共兼て耳目の見聞を豐かにして商賈の機先と忽にせざるは西洋商人の得意とする所にして此邊より考ふれば旅行は單に商家社會の快樂を助けて其勞逸れ關係を全うせしむるの功に止まらずして殆んと之を一科の教育としても不都合は無かるべきか左れば內地旅行の心掛けは勿論海外遊歷の擧も最も必要にして旅装必ずしも鄭重を要するにあらず有りの儘に行李を理めて先づ夏中の旅行あらば露領浦潮斯德に航するか支那北京天津れ邊に赴かんか或は今度新線路を開きたる横濱とヴァンコーバルの汽船より續て加拿陀太平洋鐵道の經過する其地方は氣候甚だ清冷にして暑時嘗は暑を知らずと云へば夏期れ旅行には最も適當なるんか更に工夫を新にせば北半球の夏は即ち又南半球の冬なるが故にオーストラリヤ、ニューヂランドの方に遊びて清涼の空氣に呼吸せんこと頗ぶる妙なり又ろれ歐米の遊歷を爲さんとする人の爲めには幸ひ本年は西班牙に博覽會ありて開會の時日少しく延びたる樣子なれ共出品見物の遊を兼て商況の視察に於て屈強の機會あらん其他明治二十二年には佛蘭西にも大博覽會ある由にて外にも西洋各地まれに類そるの催ふしは數限りもなかるんなれば日本商人の行遊ゐ酬ゆるその利益は決して乏きにあらざるなり要するに歐米の市場は更なり南洋の諸洲或は支那印度等皆な日本貿易ゐ大關係ある土地なるざるなく各自これゐ遊んで新規の貨物と發見し來り或はその市場の趣向を察して日本物産の販路を開くれ方法云々と確かなる計畫なしとするも唯漫然たる行遊、商人の跋渉に倣ふて其利益の大なるは我輩の言を竢たずして明なり新聞紙などを見れば近來に至りて日本商人の海外行きを企つるものも往々に現出するよし誠に祝すべきれ次第なれ共唯その人員至少にして指も數ふるに足らざるは尙は遺憾なき能はず此上は商家の一般を擧げて務めて旅行の氣風を盛んにせしめ其足跡を海外に及ぼその急務は申すまでもなき事にして日本商人の快樂を助け又其地位を高むるの方法まれに若くものなかるべきなり

官報

○勅令

朕交際官及領事官制中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十年七月十一日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文

外務大臣伯爵井上馨

勅令第三十一號

明治十九年(三月)勅令第五號交際官及領事官制第一條中左ノ通改正ス

公使館書記官　奏任二等三等四等五等

○朕交際官並領事費用條例中追加ノ件ヲ裁可ス

御名　御璽

明治二十年七月十一日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文

外務大臣伯爵井上馨

勅令第三十二號

明治十九年(七月)勅令第四十九號交際官並領事費用條例第一號公使領事以下官員年俸表中左ノ通追加ス

同　書記官　五等上級	五百四十磅	同　五百二十磅	同　二千二百圓	同　二千二百圓
同　書記官　中級	五百二十磅	同　五百磅	同　二千百圓	同　二千百圓
同　書記官　下級	五百十磅	同　四百九十磅	同　二千圓	同　二千圓

○朕無任所外交官年俸中追加ノ件ヲ裁可ス

御名　御璽

明治二十年七月十一日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文

外務大臣伯爵井上馨

勅令第三十三號

明治十九年(四月)勅令第三十三號無任所外交官年俸中公使館書記官奏任四等ノ次へ左ノ通追加ス

公使館書記官　奏任五等　自六百圓　至八百圓

○辭令

公使館參事官　黒川誠一郎

本年九月伊國ミラン府ニ於テ第二回萬國鐵道會議開設ニ付委員トシテ參列被仰付

海軍大佐正六位勲五等　佐藤鎭雄

露西亞國皇帝陛下ヨリ贈與シタル神聖安那第二等勲章ヲ受領シ及佩用スルヲ允許ス

司法書記官　本多康直

司法大臣三好退藏大阪及名古屋控訴院管内並新潟各裁判所巡回被仰付候ニ付隨行ヲ命ス

ヲツトー　ルードルフ

御用有之大阪及名古屋控訴院管内並新潟各裁判所巡回ヲ命ス

農商務省山林局長　田邊輝實

青森秋田兩大林區巡回を命す

○六月中訴訟件數　本年六月中大審院及東京控訴院、同始審裁判所、同管内各治安裁判所の訴訟件數は大審院民事舊受二百五十三件新受三十件、内既裁四十一件、刑事舊受百件、新受二百五十七件、内既裁二百七十件あり、東京控訴院民事舊受二百九件、新受七十八件、内既裁九十五件、刑事舊受三十六件、新受三十五件、内既裁四十一件あり、東京始審裁判所民事舊受二百十五件、新受百五十四件、内既裁百四十五件、刑事舊受百六十五件、新受七十一件、内既裁五十七件、公判舊受百五十二件、新受三百四十七件、内既裁三百八十一件あり、同管内各治安裁判所民事舊受四百二十五件、新受四百三十六件、内既裁四百十一件、刑事新受一件、勸解舊受千三百十四件、新受二千十三件、内既裁二千二十九件あり

○千葉縣飛蝗驅除終結　千葉縣香取郡須賀山村飛蝗驅除の景況は去る一日以後は更に蝗蟲の飛揚するを見ずと雖も尙は蟄を明年に遺さんことを恐れ猶々人夫を增して捕殺に從事したるに人夫二百八十五人にて僅に九合を捕獲し其後も人夫を出して捕獲せしむるも一尾を獲す全く消滅したるものと思考す且蝗蟲の巢窟と認むる荊棘小徑等は悉皆刈集めて燒却し是に於て漸く驅除終了せりと同縣より報告あり

○栃木縣水害景況　栃木縣下都賀寒川兩郡に於て去る一日出水せしよしは既に官報に掲げしか尙は去月來各地出水の景況概略を記せんに河內郡西川田村邊は去月十六日武子川姿川出水し水田の損害を被ふるもの凡七十町歩餘、足利郡大久保村邊は同二十五日出流川、旗川、小名川等増水し田圃の淺水せらるゝもの五十二町五段歩にして大小豆稻苗等は概して腐敗を免れず、下都賀郡は同二十三日田川、巴川、思川、渡良瀬川、赤麻沼等七合乃至八合の出水にして延島村南小林村中里村部屋村內野村都賀村等の近傍沿岸諸村は一面出水となり挿秧大小豆等の被害頗る多く落橋六箇所堤防の破壞四箇所にして下總八十八箇村の用水路堤塘の延島村地方に係る分一箇所も亦破壞せり、芳賀郡は同二十三日五行川小貝川其他の川流沿岸の各地に汎濫し或は表土を流去して石礫のみを存するあり或は土砂を流注して作付を埋沒するあり落橋あり破道あり壞堤あり頗る慘狀を極めたり其被害町村四十餘箇町村にして段別數百町歩に及び道路橋梁堤防等の破壞亦十を以て數ふべし然れども人畜は神井村に於て馬匹一頭溺死せるのみにして他に異狀なしと云ふ右に付き目下縣官派出實地踏査中なり

○虎列剌病毒消滅法の新發明　伊太利の醫某の新說に據れば硼砂は腸胃及血中に混在する虎列剌病毒を消滅するの効力あり用量は一日に七十五グレインを適度とす右は千八百六十四年及六十五年に虎列剌の甚しく流行せし時硼砂製造所の職工は一人も之に罹れるものなかりしを見て發明せしなりと云ふ　(以上本年七月十二日官報)

雜報

○帝國大學卒業證書授與式（昨日の續）

森文部大臣の演說の大意は左の如し

凡り何れの卒業式に於ても小成に安んずる勿れと云ふ事は先づ通例云ふ事なれども此小成に安んずる勿れと云ふ事は如何なる意味なるか深く考へねばならぬ事にて所謂大成といふも時世に從ひ大小の差別あり譬へは封建太平の世の中に於て如何に大業を成し拔群の事を遂げんとするもさる事情と必要の身外になき以上は先づ精密緻文の小技に安んずるは自然の勢にして此大勢を破り獨り偉業をなすと云ふ事は中々非常の人にあらざれば出來難きものなり然るに一たび外交の開くるに及んでは時世一變玆に始て國家多端となり先輩の學識ある者は一層の困難辛苦を極め殊に進んで事局の衝に當りし者は唯た困難を感ぜしのみあらず或は追捕の手に掛り或は囹圄の中に繫がれ彈丸の間白刃の下萬死を出でゝ僅に一生を全し而して其結果は僅に今日の新日本を開きしに過ぎず諸君にして苟も既往に溯り此等の事を顧み先輩學士の困難を思はゞ中々小成に安んずるなどの事は出來ぬ譯なり要するに諸君は常に我國の躰力形勢を熟觀し我國の文明は如何富強は如何何程の病氣あるや等を常に見る事必要なり若し之を怠るゝあらば之れ天皇陛下の罪人なり社會の罪人なり己の良心の罪人なり斯る過激なる事を祝賀の席に於て申すは不似合なる樣なれども今日の日本は決して祝するなどの時にあらずして是より愈々益々困難多事の日本なれば其覺悟なからざる可らず諸君の中には或は醫學を修めし者理學を攻めし者政治を學びし者種々ある事なるが此等の事を考へなば遂に小成に安んずる事能はざるべし云々

本日卒業證書を受けたる各分科卒業人名は左の如し

○法科大學法律學第一科　富岡常次郎(東京府)、石井常英(佐賀縣)、高橋覺(山口縣)、(○政治學科)一木喜德郎(靜岡縣)、内田康哉(熊本縣)、早川千吉郎(石川縣)、林權助(福島縣)、淺田知定(福岡縣)、林田龜太郎(熊本縣)、鈴木佐馬也(宮城縣)、大庭寬一(東京府)、○醫科大學醫學科　鈴木愛之助(神奈川縣)、楠正任(高知縣)、小川三之助(千葉縣)、伊藤重(青森縣)、木村武五郎(宮城縣)、柳琢藏(山口縣)、遠山椿吉(兵庫縣)、内田方平(靜岡縣)、左藤恒久(東京府)、桂秀馬(新潟縣)、松井秀二郎(東京府)、三田久泰(佐賀縣)、花房道純(福井縣)、森田武次(山口縣)、高畑挺三(愛媛縣)、水野廉平(山形縣)、武田坦(福井縣)、常持成治(大坂府)、三輪德寬(愛知縣)、岡田國太郎(滋賀縣)、柏原長英(愛媛縣)、猪子吉人(兵庫縣)、廣瀨佐太郎(京都府)、瀨尾原始(新潟縣)、太田弘安(青森縣)、篠安右人(東京府)、高山尙平(岡山縣)、梅林鐵三郎(長崎縣)、有松我三(福岡縣)、栗本庸勝(山形縣)、鳥島永德(東京府)、池原康造(東京府)、鳥居春洋(山形縣)、保利眞直(佐賀縣)、北村俊嘉(兵庫縣)、山崎幹(愛知縣)、井上豐作(神奈川縣)、山田讓治(熊本縣)、撫養國太郎(德島縣)屋代善夫(群馬縣)、牧田安敏(京都府)、島村俊一(東京府)、竹中成憲(東京府)保利聯(佐賀縣)、牧山健吉(東京府)、渡邊棟三郎(大分縣)、足立繼三郎(島根縣)、土肢文二郎(石川縣)、山村匡次郎(埼玉縣)、神吉嘉次郎(兵庫縣)、布施禮二(新潟縣)○工科大學土木工學科　近藤虎五郎(新潟縣)渡邊信四郎(東京府)、南部常次郎(新潟縣)、長崎曾十郎(鹿兒島縣)、渡邊秀次郎(三重縣)、山口俊次郎(佐賀縣)、林正枝(德島縣)、井上德次郎(兵庫縣)、○機械工學科　原田理太郎(廣島縣)、○造船學科　龍地文一郎(佐賀縣)、渡邊亨(長野縣)、白戸隆久(東京府)、伊藤靖吉(石川縣)、○電氣工學科　丹羽正道(愛知縣)、兒玉季純(山口縣)、○應用化學科　土井助三郎(東京府)、森山幾夫(東京府)、○採鑛冶金學科　石田八彌(東京府)、渡邊芳太郎(愛知縣)、○文科大學哲學科　棚橋一郎(愛知縣)、岡田夏平(靜岡縣)、松本源三郎(東京府)、○理科大學物理學科　長岡半太郎(長崎縣)、○植物學科　柘植千嘉衞(福岡縣)、○地質學科　神保小虎(靜岡縣)、大塚專一(岐阜縣)

○伯林の音樂會　去る五月廿一日獨逸伯林府なる陸軍省園內に於て催ふしたる音樂會は慈善會に寄附そる事とし其發起者は陸軍大臣の夫人參謀……ルンシュトフ伯爵……從ベルンシュトフ……砲聯隊附及び鎭……〜奏樂を園內に……酒店なり菓子店あ……集者は十マーク乃……を例とす當日は……りて殊に珍らしき……りしを以て御息所……所には立派なる……員は三宮別當、香川……參謀本部大將チュ……しきりしよし

○英國女皇の供御　……御の費用として受……本年六月廿一日……り而して同年間に……萬五千弗なりと云……

○英國富豪の數　……て年々六萬磅の所……

○米國書籍館の數　……箇此書籍二億五百……に比例する時ハ一……

○獨逸の長壽者　……したる百歳以上の……て內最も長壽なる……

○宣教師の船舶　……遣せる船舶の數は……艘は亞弗利加の海……歷航し居ると云ふ

○支那國注文の水……會社へ注文せる……て共速力効用を試……ば便利なる事步……極むるケース河……て古今未曾有の……下流較や靜かなる……にして擬定する所……水を截て進行する……ども大洋の怒濤を……てれその長さの……る、能はざるべし……に優る所あり同……たる水雷火船は長……りしが乘組の水夫……り總じて英國に……ヒートあれば幅十……よりは差引二ヒ……る所少なからず殊……に關するものある……意に隨て發明する……進む時は出來得る……も動搖は殆ん……と稱する裝械なる……又方向を轉ぜんと……全く回轉する事を……さ百二十八フヒ……如き砲甲なり以て……發射する室あり其……には自在水雷砲一……

英語奬勵會
英語集誌（入會金三十錢全國學生に限り二十錢毎月會費十六錢）……

●東京輿論新誌　第二百九十九號　七月十三日發兌
(社說)●政治改革ノ機既ニ熟セリ(論說)大阪獄ハ果シテ國事犯ナル乎、敢テ板垣伯ニ質ス、廢娼妓論ヲ駁ス(雜錄)(叢談)英國議院政治論第十六、第三章議院政治ノ……

洋服買入　御報知次第早速出張高價ニ申受候　神田區豐島町廿七番地　丸屋裕郎吉

轉居　芝區北寺町九番地　門野幾之進

弊店南傳馬町二丁目……區銀町一丁目十二番……通り引續キ貸本仕……十四日十五日休業……